



広報こざがわ

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180

2008

No.101

4

平成 20 年度歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	本年度予算額	構成比%	前年度予算額	構成比%	比較増減	対前年比%
1. 町税	218,115	7.74	236,590	9.46	△ 18,475	92.19
2. 地方譲与税	44,788	1.59	45,436	1.82	△ 648	98.57
3. 利子割交付金	2,742	0.10	2,383	0.10	359	115.07
4. 配当割交付金	1,499	0.05	1,083	0.04	416	138.41
5. 株式等譲渡所持割交付金	1,269	0.05	1,477	0.06	△ 208	85.92
6. 地方消費税交付金	28,295	1.00	28,982	1.16	△ 687	97.63
7. 自動車取得税交付金	17,467	0.62	21,088	0.84	△ 3,621	82.83
8. 地方特例交付金	1,482	0.05	1,846	0.07	△ 364	80.28
9. 地方交付税	1,610,000	57.09	1,599,000	63.96	11,000	100.69
10. 交通安全対策特別交付金	663	0.02	631	0.03	32	105.07
11. 分担金及び負担金	20,185	0.72	9,812	0.39	10,373	205.72
12. 使用料及び手数料	21,697	0.77	18,156	0.73	3,541	119.50
13. 国庫支出金	75,036	2.66	53,645	2.15	21,391	139.88
14. 県支出金	186,026	6.60	136,732	5.47	49,294	136.05
15. 財産収入	8,733	0.31	3,850	0.15	4,883	226.83
16. 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00
17. 繙入金	260,289	9.23	7,237	0.29	253,052	3596.64
18. 繙越金	50,000	1.77	50,000	2.00	0	100.00
19. 諸収入	44,313	1.57	42,851	1.71	1,462	103.41
20. 町債	227,400	8.06	239,200	9.57	△ 11,800	95.07
歳入合計	2,820,000	100.00	2,500,000	100.00	320,000	112.80

歳 出

(単位:千円)

款	本年度予算額	構成比%	前年度予算額	構成比%	比較増減	対前年比%
1. 議会費	51,933	1.84	53,279	2.13	△ 1,346	97.47
2. 総務費	419,482	14.88	370,840	14.83	48,642	113.12
3. 民生費	471,850	16.73	454,770	18.19	17,080	103.76
4. 衛生費	471,716	16.73	260,743	10.43	210,973	180.91
5. 農林水産業費	219,943	7.80	216,933	8.68	3,010	101.39
6. 商工費	7,924	0.28	15,823	0.63	△ 7,899	50.08
7. 土木費	244,815	8.68	181,263	7.25	63,552	135.06
8. 消防費	241,194	8.55	245,894	9.84	△ 4,700	98.09
9. 教育費	170,931	6.06	170,200	6.81	731	100.43
10. 災害復旧費	2,088	0.07	2,088	0.08	0	100.00
11. 公債費	500,889	17.76	509,964	20.40	△ 9,075	98.22
12. 予備費	17,235	0.61	18,203	0.73	△ 968	94.68
歳出合計	2,820,000	100.00	2,500,000	100.00	320,000	112.80

会計名	予 算 額
国民健康保険特別会計	505,385
七川診療所特別会計	106,287
明神診療所特別会計	62,200
へき地診療所特別会計	23,490
老人保健特別会計	48,977
簡易水道施設特別会計	30,731
介護保険特別会計	439,226
後期高齢者医療特別会計	94,927

会計名	予 算 額
国民健康保険特別会計	505,385
七川診療所特別会計	106,287
明神診療所特別会計	62,200
へき地診療所特別会計	23,490
老人保健特別会計	48,977
簡易水道施設特別会計	30,731
介護保険特別会計	439,226
後期高齢者医療特別会計	94,927

観光・内水面漁業
の育成、確保に努めます。

森林の整備が必要であり、南

の自然景観や地域文化に触

る体験ウォーキングなどをじ

め田舎暮らしを奨励など

森林の整備が必要であり、資源としての成熟度が高まるなか、伐採ははじめとした適切な

伐採ははじめとした適切な

戸籍謄本等の交付が 変わります

一人ひとりの個人情報をしっかりと守りみんなが安心して暮らせる社会を目指すために、平成20年5月1日から戸籍法の改正により、戸籍謄本等を交付できる方が、その戸籍に載っている方及びその方の親又は子供に限定されます。それ以外の方が窓口で本人に代わって戸籍謄本等を取りに窓口に来られた方が本人であることの確認を行います。

◎本人確認の方法
運転免許証・写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により確認を行います。

※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方
2つ以上の本人の住所・氏名・生年月日が記載された証明書（例えば健康保険証）と皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力を願っています。

期間限定：平成20年4月1日～平成20年5月1日から戸籍

住民基本台帳カードの手数料が無料になります

（平成23年3月31日～平成20年5月1日から戸籍

改正により、戸籍謄本等交付申請時に「本人確認」が法律のルールになります。

写真付きの本人確認書類のみつとて、「住民基本台帳カード」があげられます。古座川町では、從来住基カード手数料は500円でしたが、平成23年3月31日で無料になりました。（公的個人認証をご希望される方は、別途500円が必要です。）

なお、前年度在学された学校等に変更のある方、そして、はがきが届かない方は、お手数ですが、役場住民福祉課又は社会保険事務所で手続きをしてください。

請は4月末までにお願いします。申請にあたりました。（公的個人認証をご希望される方は、別途500円が必要です。）

保険料は原則として翌月末までに納めないと、思われる事故にあった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。また、2年を過ぎると納付できません。納め忘れに注意ください。

詳しく述べ、役場住民福祉課（721-0180）までお問い合わせ下さい。

未満のすべての方が加入する制度です。学生であっても保険料の納付義務があります。国民年金保険料をきちんと納付することは、老後の年金受給権を確保するだけでなく、今、在学中に病気やケガにより障害基礎年金を受給するための備えとなります。

一般に学生は、収入がないかその額が低いと考えられます。そこで、前年度の所得が118万円以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

20歳を迎えたときや、4月になつたら、学生納付特例の申請をしてください。手続き先は、お住まいの市町役場や社会保険事務所です。確認書類として、学生証が必要となります。

今年度からは、前年度に学生納付制度の承認を受けている方で、引続き今年度も在学中と考えられる方を対象に、4月初旬に社会保険局から申請はがきを送付します。

（平成20年4月1日～平成20年5月1日から戸籍

平成20年度の年金額のお知らせ

成19年度の年金額は、平成20年度の年金額が据え置きとなりました。

老齢基礎年金（満額）で、月額66,008円です。

該当する方は月額5万円、2級相当の方は月額4万円であります。（ただし、本人が受給する他の年金との調整や、本人が所得により支給額が制限されてしまうことです。〔敬称省略〕）

日本消防協会会長表彰：30年

平成19年度和歌山県消防功労者定例表彰

3月19日に和歌山県民文化会館（和歌山市）で行われました表彰式での受賞者は次のとおりです。〔敬称省略〕

（平成20年4月1日～平成20年5月1日から戸籍

（平成20年4月1日～平成20年5月1日から戸籍

（平成20年4月1日～平成20年5月1日から戸籍

学生納付特例制度を ご存知ですか？

※場合によっては、そのことを証明する資料の添付をお願いすることがあります。

本人の委任状、戸籍を必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

戸籍の必要とする理由（正当な理由）

保険料は追納できます。

法律により納付が免除され

た期間や、経済的に納付が困難な場合の申請免除期間、若

年者納付猶予期間、学生納付

特例期間の保険料は、過去10

年以内であれば、遡つて納め

ること（追納）ができます。

追納することにより、将来受け取る年金額を増やすことが

できます。

難な場合の申請免除期間、若

年以内であれば、遡つて納め

ること（追納）ができます。

追納することにより、将来受け取る年金額を増やすことが

できます。

難な場合の申請免除期間、若

年以内であれば、遡つて納め

ること（追納）ができます。

難な場合の申請免除期間、若

年以内であれば、遡つて納め